

## 生駒市外国人高齢者特別給付金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、国民年金の給付を受けることができない外国人又は外国人であつた者に対し、これらの者の福祉の増進を図るため、生駒市外国人高齢者特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (給付対象者)

第2条 給付金の支給を受けることができる者は、本市に居住する大正15年4月1日以前に生まれた者のうち、外国人（日本の国籍を有しない者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録されている者をいう。）又は外国人（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（平成21年法律第79号）第4条の規定により廃止された外国人登録法（昭和42年法律第81号）の規定により本市に居住地を登録していた者を含む。）であつた者で、昭和57年1月1日現在、旧外国人登録法の規定により日本国内に居住地を登録していた者とする。

### (支給制限)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、給付金を支給しない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する第1種社会福祉事業の施設に入所している者
- (3) 年額240,000円以上の公的年金を受給している者
- (4) 前年の所得が国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「経過措置令」という。）第52

条の規定により読み替えられた旧国民年金法施行令(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第9項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和61年政令第53号)第1条による改正前の国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)をいう。以下同じ。)第6条の4第1項に定める額を超えている者

(5) 配偶者の前年の所得又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主として前条に規定する給付対象者(以下「本人」という。)の生計を維持する者(以下単に「扶養義務者」という。)の前年の所得が経過措置令第52条の規定により読み替えられた旧国民年金法施行令第5条の4第2項に定める額を超えている者

(6) 生駒市外国人重度心身障害者特別給付金支給要綱(平成7年3月生駒市告示第31号)による給付金を受けている者

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、月額20,000円とする。ただし、公的年金を受給している者については、240,000円から当該年度の公的年金の額を控除した額を12で除して得た額とする。

2 前項ただし書の場合において、給付金の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(支給申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者は、生駒市外国人高齢者特別給付金支給(更新)申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 外国人登録済証明書又は住民票の写し

(2) 本人、配偶者及び扶養義務者の前年の所得を証明できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 次条の規定により給付金の支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）が翌年度も引き続き給付金の支給を受けようとするときは、当該翌年度の7月末日までに申請書を市長に提出しなければならない。

（支給決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査して給付金の支給の可否を決定し、その旨を生駒市外国人高齢者特別給付金支給決定通知書（様式第2号）又は生駒市外国人高齢者特別給付金不支給決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（支給期間及び支給期月）

第7条 給付金の支給は、第5条第1項の規定による申請があった日の属する月の翌月から始め、給付金の受給権が消滅した日の属する月で終わるものとする。ただし、同条第2項の規定による申請があった場合の給付金の支給は、当該申請があった日の属する年度の4月から始めるものとする。

2 給付金は、受給者に対し、当該年度9月までの分を10月に、残りの月の分を当該年度の受給資格を確認後、支給するものとする。

（資格要件変更届）

第8条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに資格要件変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 第3条の規定に該当する者となったとき。

(3) 住所又は氏名を変更したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、公的年金又は生活保護の受給状況その他給付金の支給要件又は支給額に係る理由に変更があったとき。

（受給権の消滅）

第9条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金を受給する権利は消滅するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 第3条の規定に該当する者となったとき。

2 市長は、受給者が前項各号のいずれかに該当するときは、受給資格喪失通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（支給決定の取消し等）

第10条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により給付金を受給したとき。
- (2) この要綱又はこれによる市長の指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消した場合において既に当該給付金を支給しているとき、又は前条の規定により受給権が消滅した場合において受給権消滅後の月分の給付金を支給しているときは、給付金返還戻入通知書（様式第6号）により当該受給者に対し当該給付金の返還を命ずるものとする。

（未支給給付金の支給）

第11条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付金でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡当時その者と生計を同じくしていた者は、自己の名で、その未支給の給付金の支給を請求書（様式第7号）により市長に請求することができる。

2 未支給の給付金を受けるべき者の順序は、前項に規定する順序による。

（譲渡及び担保の禁止）

第12条 給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(施行の細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(平成7年度分の給付金の支給開始時期の特例)

2 この要綱の施行の際現に第2条の規定による給付金の受給資格を有する者で平成8年3月31日までに第6条の規定による給付金の支給決定を受けた者については、第7条第1項本文の規定にかかわらず、平成7年4月分から給付金を支給するものとする。

(平成23年度の給付金の支給申請の特例)

3 第5条第2項の規定の平成23年度における適用については、同項中「7月末日」とあるのは、「8月末日」とする。

(施行期日)

この要綱は平成23年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。